

○財務省告示第三十五号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
令和元年五月二十一日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
令和元年六月十一日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号
利付国庫債券（十年）（第三百
三十四回、第三百三十五回、第
三百三十七回、第三百三十八
回、第三百四十二回、第三百四
十五回、第三百四十六回及び第
三百四十八回）、利付国庫債券
（二十年）（第七十回、第八十
五回、第八十六回、第八十七回、
第九十三回、第九十四回、第九
十五回、第九十七回、第九十九
回、第九十九回、第一百回、第
百十回、第一百十二回、第一百
十四回、第一百二十七回、第百
二十九回及び第四百十六回）及
び利付国庫債券（三十年）（第
六回、第七回、第八回、第十
二回、第十三回、第十五回及び
第十六回）

二 発行の根拠
法律及びその
の条項及びそ
の振替法の適
用等
特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十六
条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五
号。以下「振替法」という。）
の規定の適用を受けるものと

| 四 | 発行方法 | 五 | 募入決定の方法 | 六 | 発行額 | 七 | 払込金額 | 八 | 最低額面金額 | 九 | 振替単位 | 十 | 発行日 | 十一 | 発行価格 | 十二 | 利率 | 十三 | 経過利子の払込み |
|---|---|---|------------------------------------|---|-----------------------------|---|-------------------|---|--------|---|--|---|------------|----|-----------------------------------|----|----------|----|---|
| | し、その振替機関は日本銀行とする。その振替格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行 | | 各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。 | | 額面金額で五千九百九十億円 内訳（別表のとおり） | | 六千八百三十九億六千二百八十三万円 | | 五万円 | | 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。 | | 令和元年五月二十一日 | | 発行対象国債ごとに、額面金額百円につき、次の算式により算出した金額 | | （別表のとおり） | | 募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。 |

$$100 + \frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \times \text{残存年数}$$

十四 利 子

各発行対象国債の額面の利率の子に日
各発行対象国債の額面の利率の子に日
100×各期の発行対象国債の第十号に日
支規数に子なる場合には、発行日/365
第十号に規定する発行日後の
各発行対象国債の支払期を支
払期とし、各支払期において、
次の算式により算出した金額
を支払う。ただし、支払期が銀
行休業日に当たるときは、そ
翌営業日に支払う（償還期限に
ついて同じ。）。

$$\frac{\text{各発行対象国債の額面金額} \times \text{各発行対象国債の利率}}{100} \times 1 \frac{1}{2}$$

（別表のとおり）

十五 償還金額
十六 償還の基
十七 入札する

額面金額百円につき百円
銘柄毎の基準利回りは、令和元年

十八 象国債の対

五月二十日付で日本証券業協

十九 元利回り支

会が発表した公社債店頭売買
参考統計値表に掲載された平
均値の単利利回りとする。

二十 入札参加

日本銀行
財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日

令和元年五月二十一日

(別表)

| 名称及び記号 | 利率(年) | 償還期限 | (発行額面金額) |
|-----------------------------|-------|---------|----------|
| 利付国庫債券 (第十三年回) 八(百四十) | ○・一% | 令和十九年九月 | 六十八億円 |
| 利付国庫債券 (第十三年回) 六(百四十) | ○・一% | 令和十九年三月 | 百七十二億円 |
| 利付国庫債券 (第十三年回) 五(百四十) | ○・一% | 令和二十年十月 | 四百六十億円 |
| 利付国庫債券 (第十三年回) 二(百四十) | ○・一% | 令和十八年三月 | 二百十二億円 |
| 利付国庫債券 (第十三年回) 八(百三十) | ○・四% | 令和十七年三月 | 六十五億円 |
| 利付国庫債券 (第十三年回) 七(百三十) | ○・三% | 令和二十年十月 | 十三億円 |
| 利付国庫債券 (第十三年回) 五(百三十) | ○・五% | 令和十六年九月 | 四百九億円 |
| 利付国庫債券 (第十三年回) 四(百三十) | ○・六% | 令和十六年六月 | 八百六十二億円 |

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （（利 第二付 百十国 十年庫 二）債 回 券 ） | （（利 第二付 百十国 十年庫 一）債 回 券 ） | （（利 第二付 百十国 十年庫 回）債 券 ） | （（利 第二付 百十国 九年庫 回）債 券 ） | （（利 第二付 九十国 十年庫 九）債 回 券 ） | （（利 第二付 九十国 十年庫 七）債 回 券 ） | （（利 第二付 九十国 十年庫 五）債 回 券 ） | （（利 第二付 九十国 十年庫 四）債 回 券 ） | （（利 第二付 九十国 十年庫 三）債 回 券 ） | （（利 第二付 八十国 十年庫 七）債 回 券 ） | （（利 第二付 八十国 十年庫 六）債 回 券 ） | （（利 第二付 八十国 十年庫 五）債 回 券 ） |
| 二 ・ 一 % | 二 ・ 二 % | 二 ・ 一 % | 一 ・ 九 % | 二 ・ 一 % | 二 ・ 二 % | 二 ・ 三 % | 二 ・ 一 % | 二 ・ 〇 % | 二 ・ 二 % | 二 ・ 三 % | 二 ・ 一 % |
| 六令 月 和 二十 一 日 年 | 六令 月 和 二十 一 日 年 | 三令 月 和 二十 一 日 年 | 三令 月 和 二十 一 日 年 | 二令 月 和 二九 十 年 日 十 | 月令 二 和 十九 日 年 九 | 月令 二 和 十九 日 年 六 | 月令 二 和 十九 日 年 三 | 月令 二 和 十九 日 年 三 | 月令 二 和 十八 日 年 三 | 月令 二 和 十八 日 年 三 | 月令 二 和 十八 日 年 三 |
| 億三 百 二 十 一 | 百 十 八 億 円 | 億二 百 五 十 八 | 億四 百 八 十 二 | 十 一 億 円 | 六 十 九 億 円 | 七 十 二 億 円 | 億二 百 五 十 三 | 三 十 二 億 円 | 億二 百 三 十 九 | 十 八 億 円 | 億二 百 八 十 三 |

| | | | | | | | | | | |
|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---|---|---|---|
| （（利 第三付 十年国 六年庫 回）債 ）券 | （（利 第三付 十年国 五年庫 回）債 ）券 | （（利 第三付 十年国 三年庫 回）債 ）券 | （（利 第三付 十年国 二年庫 回）債 ）券 | （（利 第三付 十年国 八年庫 回）債 ）券 | （（利 第三付 十年国 七年庫 回）債 ）券 | （（利 第三付 十年国 六年庫 回）債 ）券 | （（利 回第二 ）百十 ）百十 ）四年 ）十 ）六 ）債 ）券 | （（利 回第二 ）百十 ）百十 ）三年 ）十 ）九 ）債 ）券 | （（利 回第二 ）百十 ）百十 ）二年 ）十 ）七 ）債 ）券 | （（利 回第二 ）百十 ）百十 ）十年 ）四 ）回 ）債 ）券 |
| 二 ・ 五 % | 二 ・ 五 % | 二 ・ 〇 % | 二 ・ 一 % | 一 ・ 八 % | 二 ・ 三 % | 二 ・ 四 % | 一 ・ 七 % | 一 ・ 六 % | 一 ・ 九 % | 二 ・ 一 % |
| 九令 月 和 二十 六日 年 | 六令 月 和 二十 六日 年 | 日十令 二和 月十 二十 五年 | 九令 月 和 二十 五日 年 | 二十令 日一和 月十 二十四 年 | 五令 月 和 二十四 日 年 | 日十令 一和 月十 二十三 年 | 九令 月 和 二十五 日 年 | 六令 月 和 二十四 日 年 | 三令 月 和 二十三 日 年 | 日十令 二和 月十 二十年 |
| 三 十 二 億 円 | 百 億 円 | 五 十 億 円 | 円二 百八 十億 | 四 十 一 億 円 | 八 十 四 億 円 | 八 十 二 億 円 | 五 億 円 | 円七 百四 十億 | 百 億 円 | 四 十 四 億 円 |